

第4章 後期アクションプランの進行管理

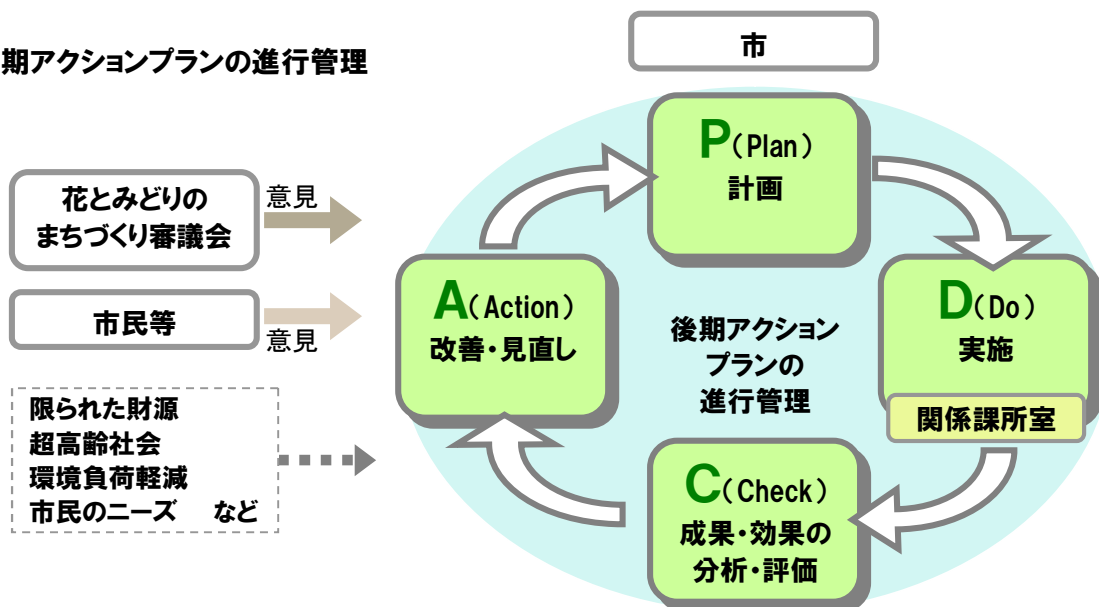
後期アクションプランは、計画(Plan)、実行(Do)、成果・効果の分析・評価(Check)、改善・見直し(Action)を基本としたPDCA サイクルにより進行管理を行うものとします。

具体的には、後期アクションプランの策定(P)を踏まえ、アクションプランに基づく事業を実施し(D)、各年度で進捗状況を把握し、公表します(C)。平成 32 年度までの間に新規事業が創設された場合や事業が終了した場合は、各年度の年次報告において追加・改善・修正等(A)を行い、対応するものとします。

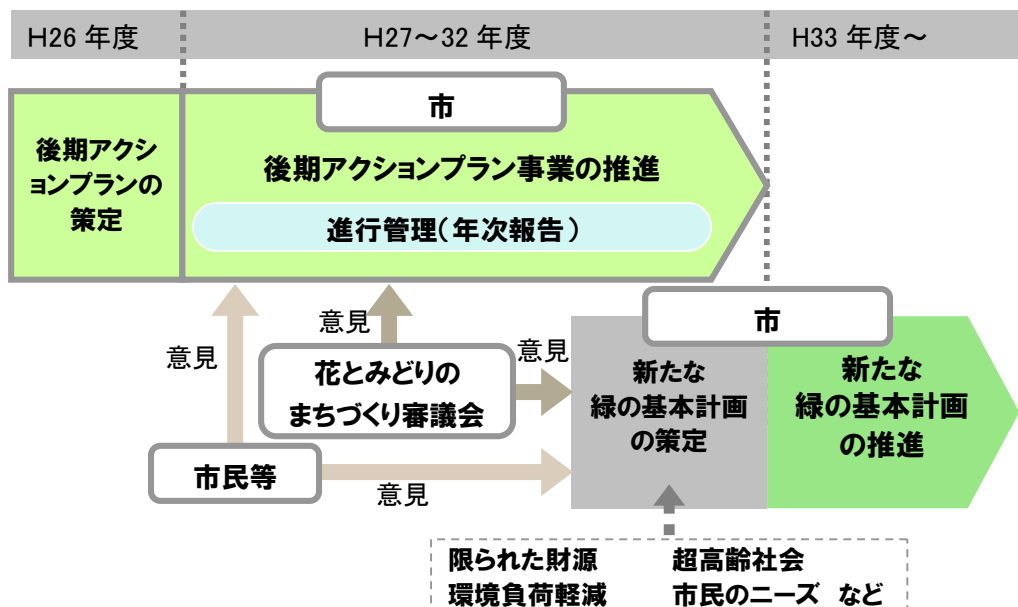
また、後期アクションプランを推進する 6 年間は、現在の緑の基本計画の目標年次に向けた事業の推進だけではなく、新たな緑の基本計画の策定に向けた準備期間としても位置づけることができます。時代は大きく変化しており、この時代に適切に対応した緑のまちづくりの方向性を、アクションプラン事業を推進しながら、検討していく必要があります。

このため、未来のさいたま市の緑のあり方や新たな緑の基本計画の策定などに関して、市民の意見を聴く機会の確保に努めます。

■ 後期アクションプランの進行管理



■ 新たな緑の基本計画の策定に向けて



参考資料

1. 平成25年度までに「達成」した事業

前期アクションプランに掲げた事業で、平成25年度までに達成した事業は、以下のとおりです。
 なお、一部の事業は、引き続き後期アクションプラン事業に位置づけています。

| アクションプラン事業の名称 | 成 果 |
|--------------------------|---|
| 景観法に基づく制度の活用 | さいたま市景観計画策定(平成22年4月) |
| 下水道汚水事業 | 下水道普及率 90.9% |
| 遊歩道の整備 | 下落合環境空間緑道の整備(平成24年度) |
| 見沼たんぼ・さいたま&市民ネットワーク | <ul style="list-style-type: none"> ・私の好きな見沼たんぼ写真コンクールの実施 ・「見沼たんぼ広報室」の実施 ・「見沼たんぼクリーンウォーク」の実施 |
| 斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・斜面林の新規開放数 3箇所(平成24年度末) ・休憩施設の新規整備数 5箇所(平成24年度末) |
| 緑化に関する協議 | 協議によって創出した緑地 79.4ha |
| 建築物緑化助成事業 | 創出された緑地 2,563.92 m ² |
| 高沼遊歩道整備事業 | 完成(平成21年度) |
| 花と緑のまちづくり推進事業 | 市内すべての駅等で事業を実施 |
| 公共施設の緑のカーテンづくり | 区役所、公民館、支所等の171施設で実施(平成25年度) |
| 公共施設の屋上緑化・壁面緑化 | 累計36箇所(平成24年度末) |
| 学校の芝生の維持管理 | 平成22年度に維持管理システムを構築 |
| 保育園の芝生化 | すべての市立保育園の園庭を芝生化 |
| 学校の緑のカーテン | <ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置 ・みどりのカーテンコンテストの実施 |
| 家庭の緑のカーテン | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤの種の配布 ・講習会の実施 |
| 普通河川改修事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・東宮下雨水渠総延長:1,411m(平成23年度末) ・滝沼川堤外水路総延長:800m(平成23年度末) ・東宮下調節池整備事業:供用開始 |
| 「区の花」の制定 | 全区で「区の花」を制定(平成23年3月) |
| 未利用市有地を活用した緑地化 | 累計4箇所(平成25年度末) |
| ネーミングライツの促進 | 2施設の命名権を売却継続 |
| 市民農園整備事業 | 市民農園数 74箇所(見沼たんぼ内 7箇所) |